

中小企業の増率割増賃金の施行と 労働時間管理の諸問題・使用者の 健康配慮義務と留意点



安西法律事務所 所長

弁護士 安西 愈 氏

日 時

2023年 2月8日 (水) 13:30~17:30
(受付開始 13:00~)

開催方法

会場受講

名古屋国際会議場 会議室431+432

名古屋市熱田区熱田西町1番1号

- ・地下鉄名城線「西高蔵駅」下車2番出口 徒歩5分
- ・地下鉄名港線「日比野駅」下車1番出口 徒歩5分

WEB受講

LIVE配信 Zoomウェビナー

※Q&Aフォーム（質疑応答）はご利用いただけません。

参加費

会 員：8,000円(税込) (愛知県下の労働基準協会会員) | 非会員：13,000円(税込)

講演内容

第1 4月からの1ヵ月60時間超の割増率改正法の施行

— 高額割増による残業規制へ —

1. 1ヵ月60時間超の時間外労働の法定率の引上げとは
2. 労基法上三種類となる時間外割増率の関係は
3. 1ヵ月60時間超の対象となる労働時間とは
4. 1ヵ月60時間超には法定休日労働時間は含まない
5. フレックスタイム制の場合は
6. 一年単位の変形制の場合は
7. テレワークの場合は
- 60時間以上の残業禁止命令は —
8. 事業場外みなし労働の場合は
9. 深夜業のあった場合は
10. 固定(定額)残業制の場合は
- 60時間以上の設定は違法か —

第2 加算割増賃金部分の代替休暇制の適用は

— 時間年休活用による休息日も —

1. 加算割増賃金に代わる休暇とは
2. 代替休暇の労使協定とは
3. 代替休暇の換算率とは
4. 代替休暇の単位(1日、半日)とは
5. 代替休暇の付与期間(2ヵ月)とは
6. 代替休暇の取得制限は有効か
7. 代替休暇取得日と割増賃金支払い日の関係は
8. 代替休暇と代休の併合取得は
9. 時間代休制は認められるか
10. 時間年休との活用による1日の休息日制
11. 代替休暇日の出勤は命ぜられるか
12. 代替休暇制度と就業規則の定めは

第3 労働時間管理の適正化と記録の必要性は

— 退職者からの未払割増賃金・付加金請求と3年時効 —

1. 労基法の労働時間は実労働時間
2. 労働時間の多様化と把握方法をめぐって
3. 使用者の労働時間の把握・記録義務と責任
- 退職者から3年間の未払残業賃金の高率利息・倍額付加金請求 —
4. 労働時間の「適正把握ガイドライン」の法規範化
5. 拘束時間と実労働時間の取扱いの留意点
6. 安衛法の在社(拘束)時間の把握とは区別すること
7. 各種労働時間制度と実労働時間
- 事業場外労働・テレワーク・フレックスタイム・変形労働時間制 —
8. 管理監督者の社内制度と労基法の管理監督者の差異
- 管理職手当と法定管理職の主張が否定された場合の対応 —
9. 労働者自身の時間外手続の遵守義務は
- 管理職の時間外労働管理義務は —

第4 長時間労働と使用者の健康配慮義務は

— 兼業・自己裁量と労働者の自己管理の重要性 —

1. 使用者は長時間労働問題の厳しさの理解を
2. 長時間労働と健康配慮義務
- 健康配慮義務からの労働時間管理の重要性 —
3. 経営トップへの責任追及の流れ
- 長時間労働は人権侵害か —
4. 長時間労働による脳心・精神障害の労災認定と使用者の対応
- 使用者意見書の活用 —
5. 労基署長の労災認定を使用者は争えるか
- 労災認定結果を使用者に知らされない不合理 —
6. 健診結果と健康管理上の措置の重要性
- 健康情報の管理の適正化と活用的重要性 —
7. 安衛法の医師面接制度の活用
8. ストレスチェック制の活用
9. 労働者自身の自己健康管理と過失相殺
- 兼業・副業・自己健康管理・管理者の留意・保健担当者の注意 —

主催/お問合せ先

(公社)愛知労働基準協会

TEL052-221-1438

○ 申込期日：令和5年 2月 1日 (水)

定員になり次第締切らせていただきます。

参加費は、下記の口座に2月1日(水)までにお振込みください。

○ 振込先：三菱UFJ銀行 鶴舞支店 普通 0187043

公益社団法人愛知労働基準協会

※振込手数料は、ご負担いただきますようお願いいたします。

※2月1日(水)以降の参加取消または当日欠席等の場合は、参加費を返金させていただくことができませんので、ご了承ください。

■ セミナーに参加される皆様へお願い

- ・ 発熱など、風邪の症状が発症した場合には、セミナーの参加をご遠慮いただいております。
- ・ 来場時の検温、手指の消毒にご協力をお願いします。また、検温の結果37.5度以上の場合には、セミナーへの参加をご遠慮いただくことがあります。
- ・ セミナー会場では、マスクの装着をお願いします。
- ・ 状況により、セミナーの中断または開催中止が生じますことをご了承ください。

申 込 方 法

W E B でのお申込み

QRコードまたは当協会ホームページよりお申込みください。

<https://www.airouki.or.jp/training/>



会場参加



WEB参加

F A X でのお申込み

下記の申込用紙に必要事項を明記の上、FAXにて当協会までお申込み下さい。

2月8日(水)

経営者セミナー 参加申込書

参加申込 FAX

052-204-1268

受講方法

※どちらか選択ください

会場受講

・ WEB受講

(招待URLをお送りするメールアドレスを下記へご記入ください)

セミナー参加に関するお願い

▶著作権保護の観点から講演内容の録画・録音等、電子データの複写、改変等の二次利用はお断りします。
お申込みの場合、上記承諾いただいたものとさせていただきますので、ご了承ください。

受付区分

☐

協会会員

会員の労働基準協会名をご記入ください。

() 労働基準協会

☐

非会員

事業場名

所在地 〒

—

参加者氏名(フリガナ)

所属 ・ 役職名

連絡先 TEL

()

※WEB受講の場合、招待用URLをご連絡いたしますので、必ずご記入ください。

FAX

()

E-MAIL

@

連絡担当者氏名(フリガナ)

所属 ・ 役職名

受付No.

事務局記入欄

お申込みのきっかけ

① () 労働基準協会のHP ② () 労働基準協会からのDM

座席No.

③上司からの推薦 ④その他 ()

※上記必要事項をご記入ください。連絡先(電話番号・FAX番号・メールアドレス)は必ずご記入いただきますようお願いいたします。

※この参加申込書へ記入のすべての情報は、愛知労働基準協会が適切に管理し、提供するサービスを円滑に運営するために利用します。

※当協会から受付No.等を記した本紙を返信します。お申込み後、一週間経過しても返信がない場合はご連絡ください。